

「令和5年度スマートバンド等を活用したスポーツ機会提供事業企画運営業務」 委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、県が発注を予定している「令和5年度スマートバンド等を活用したスポーツ機会提供事業」（以下「本業務」という。）の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

2 業務名

令和5年度スマートバンド等を活用したスポーツ機会提供事業企画運営業務

3 目的

愛媛県では、スポーツの意義や重要性が広く県民に認知され、実践されるようにするため、スポーツ実施率の向上を目指している。

令和3年度から実施しているスマホアプリ等を活用したウォーキング及びランニング事業では、年々、参加者数（スポーツ実施者）が増加傾向にあることから、更なる実施者の増加を目指すため、オンラインアプリに加え、スマートバンドを活用し、ウォーキング及びランニング以外のスポーツにもターゲットを拡充することで、更なるスポーツ実施率向上を目指す。

については、本事業の企画運営等に係る業務を委託する。

4 事業費（委託料）

3,046,450円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

5 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

6 業務実施方針

本業務の趣旨及び下記の基本方針を十分に考慮すること。

- ・魅力的なインセンティブを提供することで、日常的に運動をしない人でもスポーツを始めるきっかけづくりとなるよう取り組む。

7 業務内容

「令和5年度スマートバンド等を活用したスポーツ機会提供事業」の実施のほか、実施に必要な一切の業務を行うこと。

(1) 令和5年度スマートバンド等を活用したスポーツ機会提供事業」の企画運営

- ・実施期間：令和5年7月～令和6年3月
- ・目標参加者：5,000人（500人×7カ月、750人×2カ月（強調月間））

※うちスポーツ未実施者 2,200人（200人×7カ月、400人×2カ月（強調月間））

間))

- ・歩数が計測できる既存のランニングアプリ等を活用したウォーキング及びランニングの啓発による運動意識の向上や自発的な運動習慣の定着を行う。
- ・スマートバンドで活動量が計測可能なあらゆるスポーツを対象とし、スマートバンドと既存のアプリの連携による運動量の見える化による運動意識の向上や自発的な運動習慣の定着を行う。
- ・専用ホームページと応募フォームを制作し、月間目標の歩数又は活動量を達成した者からの応募を受け付ける。
- ・目標を達成した応募者の中から毎月抽選で魅力的な賞品を提供する。
- ・10月及び11月を強調月間に設定し、商品の提供数を増やすことで参加者の増加を図る。

(2) プロモーションツールの作成

専用ホームページ(応募フォーム作成を含む。)、チラシ、ポスター、WEB広告等

(3) 留意事項

- ・民間事業者の有する知見や技術を活かして、より多くの人々が参加し、日常的なスポーツ実施の継続が見込めるような工夫や高いプロモーション方法を検討し提案すること。
- ・レイアウト及びデザイン等は県と協議して決定すること。
- ・賞品は本事業への参加を促す魅力的なもの又は更なるスポーツ実施の習慣化につながるようなものとし、複数提案すること。

8 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、提案した企画提案書をもとに、広報手段やイベント内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

9 再委託の可否

原則として、受託者は業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて県へ報告し、必要と認められた場合はその限りではない。その場合であっても、再委託金額の合計が、委託料全体の5割を超えてはならない。

10 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務で得られた成果は、原則として、県に帰属する。

(2) 秘密保持

- ① 本業務に関し、受託者から県に提出された事業計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ② 業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

11 その他

業務の実施に当たっては県と協議を重ねながら実施するものである。